

浜松商工会議所

経営者年金共済制度のしおり

<加入者の皆様へ>

本しおりは、平成 21 年 7 月現在の内容を記載しています。

今後、将来にわたって、経済情勢の変動等の理由により、内容が変更されることがあります。

今後、本しおりに変更があった場合、加入者の皆様には、当共済制度のホームページより速やかにお知らせをいたします。

当ホームページにてご契約のご確認をいただくようお願いいたします。

浜松商工会議所共済制度ホームページ <http://kyosai.net>

浜松商工会議所 会員交流課(共済係)

● ご加入について

1. 加入資格

浜松商工会議所（以下「本所」といいます。）の会員事業所の事業主、家族従業員、法人役員、幹部従業員の方で、年齢 14 歳 7 ヶ月以上 75 歳 6 ヶ月以下の方。

ただし、加入申込時に健康で正常に勤務または就業されている方に限ります。

2. 掛金負担者

掛金の負担者は、会員事業所の個人事業主または法人となります。

3. 効力発生日

この制度の効力は、加入日より発生します。したがって、申込日から加入日までの間に退職（死亡）があった場合は、加入取消としてお取扱いします。

なお、この加入取消の取扱となった場合、その加入者分の掛金はお返しいたします。

4. 加入日（新規・増口）

加入申込は毎月お取扱いいたします。ただし、加入申込日によって次のとおり加入日が異なります。

（１）20 日までにお申込された場合、お申込の月の翌々月 1 日を加入日とします。

（２）21 日以降月末までにお申込された場合、お申込の月の翌々々月 1 日を加入日とします。

5. 掛金と加入口数

掛金月額 は 1 口 5,000 円とし、加入者 1 人について最高で 80 口 400,000 円が限度となっています。

増口の場合、超過とらないようご注意ください。

＊掛金には 1 口あたり 1 5 0 円の制度運営事務費が含まれております。

6. 加入者証

ご加入の証として、「経営者年金共済制度加入者証」を発行いたします。

なお、加入者証の送付日は加入月の中旬を予定しております。

7. 積立完了年齢

掛金のお払込は、満 80 歳で完了します。

● 掛金のお払込について

1. 掛金のお払込

- (1) 各加入者についての掛金は、初回から加入申込時にご指定いただいた金融機関の預金口座より一括して毎月 22 日（22 日が休日の場合は翌営業日）に自動振替させていただきます。
- (2) 毎月 22 日（休日の場合は翌営業日）に自動振替させていただく掛金は、翌月分の掛金です。

2. 振替不能となった場合のお取扱

- (1) 預金残高不足等の理由により掛金の振替ができなかった場合には、その翌月 22 日（休日の場合は翌営業日）に 2 ヶ月分の掛金を併せて自動振替させていただきます。
- (2) 本制度のほかプラタナス共済制度や従業員退職金共済制度にもご加入の事業所については、掛金の振替口座を同一にすることを原則とし、諸制度の掛金を合算してその口座より自動振替させていただきます。
したがって、預金残高が諸制度の掛金合計額に満たないときは、諸制度の全加入者について振替不能となります。
- (3) 上記（1）および（2）の場合には、「ご契約掛金のお払込のご案内」（ハガキ）にてご通知いたします。
- (4) 前月振替不能であったために当月 2 ヶ月分（前月分＋当月分）を振替手配させていただいた結果、該当口座の預金残高が 2 ヶ月分の掛金合計額に満たないため再び振替不能となった場合は、原則として前月 1 日にさかのぼって契約解除いたします。
- (5) 初回から 2 ヶ月連続して振替不能となった場合は、加入申込を取消したものとみなします。

3. 脱退等による掛金のお取扱

書類提出月の振替日（22 日）の掛金は翌月分の掛金であり、本来振替えるべきでないのですが、事務手続の都合上、翌月分掛金は一旦引去られてしまいます。
その後、翌月下旬に掛金の振替口座にお返しさせていただきます。

● ご加入後の諸変更手続について

退職による脱退、金融機関・口座番号・口座名義人の変更、事業所所在地の変更等はすみやかに本所へご連絡ください。

所定の書類をお届けいたします。

なお、変更日は所定の必要書類が本所へ届いた日の翌月 1 日付とします。

● 給付金の種類および受取人

1. 給付金の種類

(1) 脱退一時金

加入者が脱退したとき、または年齢が満 80 歳に達したとき、口数および加入期間に応じて計算される金額が支払われます。

(2) 遺族一時金

加入者が死亡したとき、死亡時の脱退一時金に払込継続中の掛金 1 口につき 10,000 円を加算した金額が支払われます。

ただし、この加算金額は 500,000 円を限度とします。

(3) 退職年金

加入者が加入期間 5 年以上で脱退し、かつ脱退一時金にかえて年金の受給を希望したときには、脱退時の脱退一時金額を原資として計算した退職年金を、年 4 回（3・6・9・12 月）、3 ヶ月分を取りまとめ、10 年間にわたってお支払いいたします。

ただし、年金月額が 20,000 円未満の場合は一時金でお支払いいたします。

(4) 減口一時金

加入者の加入口数が減口されたとき、減口された口数および加入期間に応じて計算される金額が支払われます。

(5) 解約手当金

契約が解除されたとき（掛金の払込を怠ったとき等）は、解約手当金が支払われます。

なお、この解約手当金の金額は脱退一時金と同額です。

〔注〕給付金は、上記のいずれかとなり、重複してはお支払いいたしません。

2. 給付金の受取人

～ この制度の給付金の受取人は、掛金負担者により次のとおりとなります。～

(1) 掛金を事業所が負担する場合は、事業所となります。

(2) 掛金を加入者が負担する場合は、加入者となります。

この場合、本人死亡のときは、労働基準法施行規則第 42 条ないし第 45 条に定める遺族補償を受ける者の範囲および順位によります。

● 給付金のご請求について

脱退一時金、遺族一時金、退職年金、減口一時金、解約手当金の請求手続は次のとおりです。

1. 脱退事由発生のご連絡

給付金支払の対象となる脱退事由が発生した場合には、すみやかに本所へご連絡ください。

2. 必要書類の受渡し

ご連絡があり次第、本所より所定の書類を送付いたしますので、これらの書類を作成し、本所へご提出ください。

3. 提出していただく書類

必 要 書 類	脱退一時金 減口一時金 解約手当金		遺族一時金	退職年金
	500万円以下	500万円超		
脱退・減口通知書 兼 一時金請求書	○	○	○	
年金選択請求書（第1回年金請求書）				○
受取人の印鑑証明書	○ （注1）	○	○ （注2）	○
加入者の死亡事実を証明する住民票			○ （注3）	
受取人の戸籍謄本（抄本）			○ （注4）	
加入者の戸籍謄本（抄本） または 住民票				○ （注5）
代表受取人念書			○ （注6）	
加入者証	○	○	○	○

（注1）お受取口座が掛金振替口座と同じ場合は省略できます。

（注2）脱退一時金と同じ基準によりご提出ください。

（注3）受取人の戸籍謄本で加入者の死亡が確認できる場合は省略できます。

（注4）受取人と加入者との続柄（同順位の遺族受取人が複数人の場合は、全員の続柄）のわかる書類

（注5）受取人と加入者が同一人物の場合、印鑑証明書の提出があれば省略できます。

（注6）同順位の遺族受取人が複数人の場合に必要となります。あわせて受取人全員の印鑑証明書をご提出ください。

* 上記以外の書類もご提出していただく場合があります。

● 税務について

1. 掛 金

(1) 掛金を法人が負担した場合

掛金は預貯金と同じく資産勘定に計上してください。

(損金、必要経費とはなりません。)

● 仕訳例

借 方	貸 方
保険料積立金 〇〇〇,〇〇〇 (資産の増加)	預金 〇〇〇,〇〇〇 (資産の減少)

(2) 掛金を加入者自身が負担した場合

掛金から制度運営事務費(掛金の3.0%)を控除した額が一般の生命保険料控除の対象となります。

(所得税法 第76条)

2. 配当金(当年度配当額)

・ 掛金を法人が負担した場合

「当年度配当額」を通知を受けた事業年度の益金に計上してください。

具体的には、通知を受けた「当年度配当額」を雑収入に計上し、同額を保険料積立金として資産に計上します。

(法人税個別通達直審4-19)

● 仕訳例

借 方	貸 方
保険料積立金 □□,□□□ (資産の増加)	雑収入(配当金) □□,□□□ (利益の発生)

3. 給付金

(1) 掛金を法人が負担した場合

① 脱退一時金、遺族一時金、減口一時金、解約手当金

給付金を受入れたときは掛金と反対の仕訳をし、給付金額と帳簿上の保険料積立金の累計額との差額を雑収入として計上してください。

● 仕訳例

借 方	貸 方
預金 △△△,△△△ (資産の増加)	保険料積立金 △△△,△△△ (資産の減少)
	雑収入 △△,△△△ (利益の発生)

受取った給付金を、退職金として実際に加入者に支払ったとき損金処理をすることになります。

● 仕訳例

借 方	貸 方
退職金 ×××,×××	現金または預金 ×××,×××
	預り金 ××,×××

(注)「預り金」は退職所得の源泉徴収税額です。

② 退職年金(10年支払)

受取った年金額に対応する保険料積立金額をとり崩し、その差額を雑収入としてください。

(2) 掛金を加入者自身が負担した場合

① 脱退一時金、減口一時金、解約手当金

加入者が受取る脱退一時金、減口一時金または解約手当金は、一時所得となります。

(所得税法 第34条、所得税法施行令 第183条)

なお、一時所得として総合課税の対象となる金額は次のとおり計算します。

$$(\text{一時金額} - \text{既払込保険料累計} - \text{特別控除}^{\ast 1}) \times 1/2 = \text{課税所得}^{\ast 2}$$

$\ast 1$ ：年間の一時所得に対して、最高50万円までです。

$\ast 2$ ：この金額が他の所得と合算され、所得税が計算されます。

② 遺族一時金

加入者が死亡された場合に遺族が受取る遺族一時金は、相続財産とみなされ相続税の対象となり、「500万円 × 法定相続人数」までは非課税とされます。

(相続税法 第3条・第12条)

③ 退職年金（10年支払）

加入者が受取る年金は、雑所得となります。

（所得税法 第35条、所得税法施行令 第183条）

なお、雑所得として総合課税の対象となる金額は次のとおり計算します。

$$\text{受取年金年額} * 1 - \text{基本年金年額} * 2 \times \text{既払込保険料累計} / \text{年金の受取見込総額} \\ = \text{雑所得}$$

*1：その年に受取った基本年金額 + その年に受取った増加年金額

*2：その年に受取った基本年金額

○ 当制度は生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営しております。

－ 委託保険会社 －

大同生命保険株式会社＜事務幹事会社＞

アクサ生命保険株式会社

第一生命保険相互会社

富国生命保険相互会社

三井生命保険株式会社

住友生命保険相互会社

上記の委託保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの委託割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。

なお、委託保険会社および委託割合は変更することがあります。

（上記の委託保険会社は平成21年7月現在のものです。）

○委託保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など将来の予見し得ない事情の変更に
より特に必要と判断した場合、予定利率等を変更することがあります。

○保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金（脱退一時金）、年金等の金額が削減されることがあります。

○この制度の委託保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

委託保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が
図られることがあります。この場合にも、積立金（脱退一時金）、年金等の金額が削減されることがあります。

詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

浜松商工会議所 経営者年金共済制度規約

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規約は、浜松商工会議所が商工業者の相互扶助の精神に基づき、主として中小企業の経営者について実施する年金共済の内容およびその業務の方法について定めることを目的とする。

第2章 契約の成立

（契約の締結）

第2条 浜松商工会議所（以下「商工会議所」という。）の地区内に事業所を有するもの（以下「事業主」という。）は次項に掲げる者を加入者とし、年金共済契約を締結することができる。（以下共済契約を締結した事業所を「加入事業所」という。）

② 共済契約の加入資格者の範囲は次の各号に掲げる者とし、かつ年令14才7ヵ月以上75才6ヵ月以下の者で加入申込時に健康で正常に勤務または就業していなければならない。（以下その者について共済契約が締結された者を「加入者」という。）

（1）加入事業主である個人およびその家族専従者

（2）加入事業所である法人の役員

（3）加入事業所の幹部従業員

（掛金と加入口数）

第3条 掛金月額は1口5,000円とし加入者1人につき80口までの整数口数とする。

（契約の申込）

第4条 共済契約の申込は、加入者の氏名および掛金月額を明らかにし、毎月20日までに商工会議所に申込まなければならない。

（契約の成立および効力の発生）

第5条 商工会議所が、この共済契約の申込を承諾したときは、毎月20日までに申込まれた契約については翌々月1日、21日以後月末までに申込まれた契約については翌々々月1日を、加入日とし、かつその日から効力を生ずる。

② 商工会議所は共済契約の成立後遅滞なく、加入者に「経営者退職年金制度加入者証」（以下「加入者証」という。）を交付するものとする。

③ 共済契約の申込の承諾の通知は「加入者証」の交付をもってこれに代えるものとする。

（掛金の払込）

第6条 加入事業所の掛金は、第1回目より所定の金融機関による預金口座振替の方法によって毎月22日に翌月分掛金を商工会議所に払込むものとする。

② 第1回目の掛金より連続2回口座引落しが不能となった場合、契約の効力は発生しない。

第3章 給付金の支給

(年金の支給)

第7条 加入者が加入5年以上で、死亡以外の事由でこの制度を脱退したとき、加入事業所または加入者に10年間年金を支給する。

② 退職年金の額は、次の基本年金と増加年金の合計額とする。

(1) 基本年金は、脱退時の積立金相当額を年金原資として計算される額

(2) 増加年金は、年金支給開始日以降の配当金を年金原資として計算される額

(一時払の取扱)

第8条 加入事業所または加入者から将来の年金支給にかえ、一時金支給の申出があり、商工会議所がこれを認めたときは、一時払の取扱をする。

② 年金受給中に加入者が死亡した場合は、残余期間の年金に代えて、一時払の取扱をする。

③ 年金額が2万円未満のときは、年金の支給に代えて一時払の取扱をする。

④ 一時払の額は、残存保証期間の年金現価相当額とする。

ただし、年金の受給開始前に一時払の申出がなされたときおよび年金額が2万円未満のときは、脱退時の積立金相当額とする。

(共済一時金の支給)

第9条 加入者が加入5年未満でこの制度を脱退したときは、加入事業所(主)または加入者に脱退時の積立金相当額を共済一時金として支給する。

(遺族一時金の支給)

第10条 加入者が死亡によりこの制度を脱退したとき、加入事業所または加入者の遺族に遺族一時金を支給する。

② 遺族一時金の額は、死亡時の積立金相当額に、加入口数1口につき10,000円を加算した金額とする。

ただし、この加算金額は、500,000円を限度とする。

(遺族の範囲および順位)

第11条 遺族の範囲および順位については、労働基準法施行規則第42条ないし第45条の規定を準用する。ただし、同順位の者が2名以上ある場合にはそのうち最年長者を代表者としてその者に支給する。

(給付金の請求および支給の時期)

第12条 加入事業所は、加入者が脱退した場合、次の書類を商工会議所に遅滞なく提出し、同時に給付金を請求するものとする。

(1) 経営者退職年金制度脱退通知書兼退職(遺族)一時金請求書

(2) 年金請求書

(3) その他商工会議所が必要とする書類

② 年金は、受給資格取得後の支払期日より支給する。ただし、支払期日は、毎年2月、5月、8月、11月の各20日とし、各支払期日には、それぞれ支払月の前日までの年金額を一括して支給する。

③ 一時金は、受給手続後すみやかに支給する。

第4章 契約の解除

（契約の解除）

第13条 商工会議所は、加入事業所が第6条に定める掛金の払込を2ヵ月間怠ったときは、この共済契約を解除するものとする。

② この共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

（契約解除の手続）

第14条 商工会議所は、この共済契約を解除するときは、解除の理由を付してその旨を加入事業所に通知するものとする。

（解約手当金）

第15条 この共済契約が解除されたときは、商工会議所は解除時の積立金相当額を解約手当金として加入事業所または加入者に支給する。

第5章 加入口数の変更

（加入口数の変更）

第16条 商工会議所は、共済契約者から加入口数増加の申込みがあったときは、加入者1人につき増加後の口数80口を限度としてこれを承諾するものとする。

増口分の契約の成立については第5条を準用する。

② 加入口数減少の場合はその減少する口数を脱退として取扱い、第9条に準じ、一時金として支給する。

（加入口数変更の手続）

第17条 加入事業所が増口の申込をするときは、所定の「加入申込書」を商工会議所に提出しなければならない。

② 加入事業所が、減口の申込をするときは、所定の「退職一時金請求書」を商工会議所に提出しなければならない。

第6章 管 理

（年金共済の事務）

第18条 年金共済に関する事務は、商工会議所において取扱う。

（管理運営）

第19条 本制度の安全確実な運営を期すため、生命保険会社との間に拠出型企業年金保険契約を締結し、基金の管理、運用を委嘱する。

（配 当 金）

第20条 前条の保険契約に基づく配当金は、次のとおりとする。

（1）払込期間中の配当金は、毎年4月1日に加入者の積立金に繰り入れる。

（2）年金支給期間中の配当金は、増加年金の原資に充当する。

(積立金)

第21条 積立金とは、第6条により加入者ごとに払い込まれた保険料および前条第1号の配当金に基づき計算される各加入者ごとの拠出型企業年金保険契約の責任準備金相当額とする。

第7章 雑 則

(加入期間の計算)

第22条 積立金の計算基準となる加入期間は、掛金の払込開始月から起算し、脱退日または解除日の属する月までとする。ただし、脱退日または解除日の属する月までの掛金が払込まれていないときは、掛金の最終払込月までとする。

(譲渡・担保差し入れの禁止)

第23条 この契約に基づく給付を受ける権利は、これを譲渡し、または担保の目的に供することはできない。

(給付金等の返還)

第24条 受給者が虚偽その他不正行為により給付金および解約手当金の支給を受けた場合は、商工会議所はその者から当該給付金および解約手当金を返還させるものとする。

(時 効)

第25条 この制度により受給の事由が発生してから、満3年以内に支払の請求をしないときは、その権利を失うものとする。

(報 告 等)

第26条 商工会議所は、この規約による業務の執行に必要な限度において、加入事業所に対して報告または文書の提出を求めることができる。

- ② 加入事業所は、その氏名、名称もしくは住所または加入者の氏名に変更があったときは、その旨を商工会議所に届け出なければならない。

(規約の変更および廃止)

第27条 この規約の変更および廃止については商工会議所の常議員会の議を経なければならない。

付 則

1. この規約は昭和47年4月1日から施行する。

付 則

1. この規約は昭和55年4月1日から改訂実施する。

付 則

1. この規約は平成2年4月1日から改訂実施する。

付 則

1. この規約は平成2年12月1日から改訂実施する。

付 則

1. この規約は平成5年2月1日から改訂実施する。

付 則

1. この規約は平成6年4月1日から改訂実施する。